

きくがわ環境だより

令和2年12月発行
発行 環境推進課

食品ロスをなくそう！

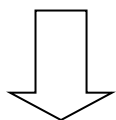
食品ロスってなに？

☆本来は食べられるのに捨てられている食品廃棄物のこと

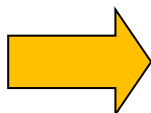


日本全体の食品ロス

日本の食品ロスは世界の食料援助量をはるかに超えており、年間 643 万トン！



643万トン
※年間



国民一人ひとりが毎日おにぎり
1つを捨てている計算に・・・



食品ロスの原因



- 直接廃棄…消費期限などが過ぎたことにより、使用されなかった物。
「買いすぎ」なのかもしれません。
- 食べ残し…食事として提供されたが残された物。
「作りすぎ」なのかもしれません。
- 過剰除去…食べられる部分まで余分に除去された物。
「むきすぎ（切りすぎ）」なのかもしれません。



食品ロスの半分は家庭からと言われています。一人ひとりが「もったいない」を意識して日々生活していくことが持続可能な社会につながります。

どうしても出てしまう食品ロスや生ごみは生ごみ処理機器の活用がオススメです！
市では補助金もありますので、ぜひご活用ください！



問い合わせ：菊川市環境推進課 0537-35-0916

野焼き禁止

■気付かないうちに近所迷惑になっていませんか？

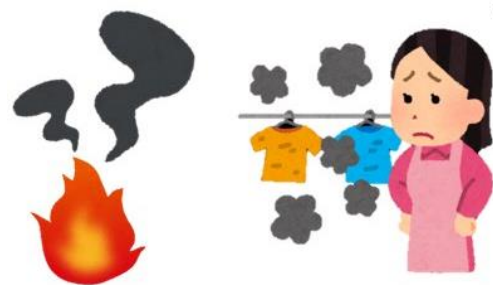
●市役所にこのような苦情が寄せられています

洗濯物に臭いがついて洗いなおした。

野焼きの火の粉が家まで舞ってきてこわい。

畑の草と一緒に家のゴミも燃やしているようだ。

煙が家の中に入って来てにおいで気分が悪くなった。など



○野焼き禁止の例外的焼却について

例外的の焼却の場合でも焼却にはご注意をされるようお願いいたします。

1. 苦情があった場合には、野焼きの中止をお願いします。
2. 風向きや時間帯を考慮して**最小限度の量**で留めてください。
3. 乾燥注意報・強風注意報が発令されている時は、野焼きをしないでください。(火事になるおそれがあります。)

◆国や地方公共団体が施設の管理のために行う焼却

(例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き)

◆震災などの災害の予防・応急対策または復旧のために行う焼却

◆風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

(例：どんど焼き等の行事における門松やしめ縄などの焼却)

◆農業などを営むために行われる、草、稲わら等の焼却

◆日常生活を行う上で行われる軽減な焼却

○農業・林業などを営むために行う焼却について

市民からの苦情が数多く寄せられる焼却です。例外規定として焼却行為は認められておりますが、**周囲の方に了承を得るようにご配慮をお願いします。**

※周囲の了承を得ても苦情があれば、**野焼きの中止をお願いします。**

○野焼き禁止の例外的焼却を行う場合の事前の手続き

火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書※」を菊川市消防署に提出してください。電話による受付も行っています。この届出書は、消防機関が野焼きの実施状況を把握するものです。

(受理をもって他の法令に係る廃棄物の焼却行為を許可するものではありません)

※「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」様式の取得

菊川市ホームページ：くらし→消防本部→予防課→野焼き注意事項

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/noyakityuuijikou.html>

問い合わせ：菊川市環境推進課 0537-35-0916 菊川市消防署 0537-35-0119